05.12

出願人が死亡した場合の取扱い

査定の謄本、その他の通知書を出願人に送付したところ「受取人死亡」の理由により、その郵便物が特許庁に返送された場合には、その出願書類に表示されている住所又は居所の区、市、町又は村長宛に当該出願人の戸籍謄本の送付方を依頼し、相続人が判明したときは、相続人に特許法第23条第1項*1の規定により受継を命ずる。

ただし、相続人が不明な場合には、当該出願について民法第952条第2項に おいて規定する6月間(相続人である旨の申出期間)の相続人捜索の公告をする。

相続人からの申出がない場合は、特許法第76条*2の規定を類推解釈により特許を受ける権利の消滅として取り扱い、出願を取り下げたものとみなし、爾後の処理をすることとする。

(改訂令和6·1)

^{*1} 特23条1項:実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項、商附則27条2項(商附則23条において準用)において準用

^{**2} 特 7 6 条: 実 2 6 条、意 3 6 条、商 3 5 条において準用